

各種組織比較表

	企業組合	株式会社	合同会社 (LLC)	農事組合法人	特定非営利活動法人 (NPO)
根拠法	中小企業等協同組合法	会社法	会社法	農業協同組合法	特定非営利活動促進法
目的	働く場の確保、経営の合理化	営利追求	営利追求	組合員の共同利益増進	NPO法2条第1項別表に規定する20の活動であって、不特定多数社の利益増進
設立要件	所管行政庁の認可が必要。 4人以上の個人が参加すること	資本金1円以上	契約書の作成と全額払込み(契約の効力発生日)	3人以上の農民 耕作証明が必要	所管行政庁の認証必要。 10人以上の個人又は社員が参加すること
資格	原則個人	なし	なし	①農民、②農業協同組合及び同連合会、③農地中間管理機構、④産直の利用者、新技術の提供を行う企業等	目的に賛同する個人又は法人
発起人	4人以上	1人以上	1人以上	3人以上	10人以上
役員任期	理事2年、 監事4年以内	取締役2年、 監査役4年以内	なし	3年以内	2年以内
加入	自由	株式の譲受	定款の変更	自由	自由
1組合員の出資限度	100分の25	なし	なし	100分の50	なし
議決権	平等(1人1票)	出資別(1株1票)	平等(1人1票)	平等(1人1票)	平等(1人1票) 定款で変更可能
配当	従事分量配当及び2割までの出資配当	出資配当	出資割合	出資配当(剰余金の7%以内)、事業分量配当	分配不可
設立時の登録免許税	非課税	約15万円程度	約6万円程度	非課税	非課税
農地所有の可否	所有できない	所有できる (公開会社でないもの)	所有できる	所有できる	所有できない

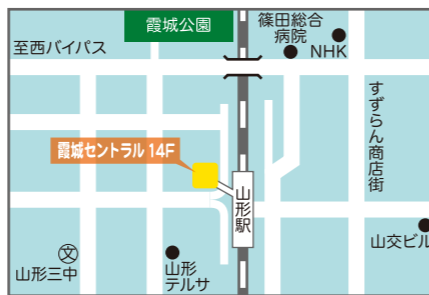
中小企業団体中央会は、各種組合等の組織・運営の支援を目的に「中小企業等協同組合法」及び「中小企業団体の組織に関する法律」に基づいて設立された機関であり、各種組合等を会員として、設立・運営・金融・研修・新分野進出等について支援事業を行っています。

山形県中小企業団体中央会

本所
〒990-8580 山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル 14 階
TEL.(023)647-0360 FAX.(023)647-0362

庄内支所
〒998-0044 酒田市中町 1-4-10 酒田市役所中町庁舎 2 階
TEL.(0234)22-4945 FAX.(0234)22-4955

URL <https://www.chuokai-yamagata.or.jp>
E-mail yamagata@chuokai-yamagata.or.jp



(令和3年11月作成)

企業組合設立のご案内

創業しませんか

積み重ねた
思いをカタチに



山形県中小企業団体中央会

創業を応援します！

企業組合とは

企業組合は事業者、勤労者、主婦、学生などの個人の方々（4人以上）が組合員となって資本と労働を持ち寄り、自らの働く場を創造するための組織です。組合自体がそれぞれの有するアイデアや技能、経験などを活かした事業を会社と同じように法人格を有する一つの事業体として実施する組織であり、個人が集まって創業するための組織です。

企業組合は、もちろん営利追求を目的にしていますが、それ以上に、相互扶助による人とのつながりを大事にする組織です。

メリット



だれでも 組合員になれる

学歴、年齢、性別などは関係ありません。また一定の制限のもと、株式会社等の法人や任意団体も加入することができます。連携してこれまでにない事業展開を進めることもできます。

メリット



組合員の権利は 平等です

株式会社の株主とは異なり、企業組合の組合員には出資額の多寡に関係なく、議決権、選挙権が平等（1人1票）に与えられます。

留意点

4人以上 の発起人が必要

設立に際しての人数要件があり、また企業組合には理事を3人以上、監事を1人以上置かなければなりません。

留意点

従事比率 2分の1

企業組合の組合員の2分の1以上は、企業組合の行う事業に従事しなければなりません。

留意点

組合員比率 3分の1

企業組合の行う事業に従事する者の3分の1以上は、組合員でなければなりません。

留意点

法に規定された 書類提出義務 があります

年1回の決算関係書類の提出等、行政庁への届出事項があります。

メリット

能力を いかすための組織

個人の有するアイデアや技能、経験などを活かした事業を、法人格を有する一つの事業体として実施する組織が企業組合であり、個人が集まって創業するための組織です。

メリット



税制上での 優遇措置

設立及び代表理事の変更など法律に基づく登記に対する登録免許税や、組合と組合員の間で発行される受取書に対する印紙税が非課税になるなど、税制上の優遇措置を受けることができます。

メリット



自由に 職場環境をつくれます

組合員の働く場を確保することが最大の目的ですから、勤務時間や給与、どのような働き方をするかは組合員が全員で決定することができます。また、組合員には勤労者としての地位が与えられ、社会保険への加入が可能です。

メリット



営利追求 できる組織

企業組合は株式会社などと同じく営利追求できる組織です。利益はNPOなどと異なり出資者であり事業従事者である組合員に配当することができます。株式会社へ移行（組織変更）することもできます。

メリット

少額の 出資金でつくれます

企業組合は、最低出資金の制度はありませんので、少額の出資金で組織を作ることができます。1口の出資金額も自由に設定することができます。また、組合員の責任は、出資額までを限度とします。

山形県の設立事例

ぱれっと企業組合

設立年月 平成28年3月 / 設立時の組合員数 14名

おいしくてほっとする、おふくろの味をみなさまへ！



設立背景と事業概要

組合の前身となるJA さがえ西村山女性部朝日支部では、りんごジュースや凍みもち、地元の野菜を使った漬物などを販売。口コミでジュースや加工品の人気が出始め、売り上げが好調に推移する中、事業を拡大して朝日町と組織の活性化や事業所得の向上を図ろうと女性部から14名が独立し、企業組合を立ち上げた。

企業組合にした理由・メリット

登記にかかる登録免許税が非課税であり、設立にかかる会議や書類整備といった準備費用を少額に抑えることができます。また、山形県知事認可であることから、社会的信用を付加することができます。

組合組織の特徴としては、組合員の権利が平等であることから、トップダウンで物事を決めるより、全員で協議して結論を出すことができ、組織としての方向性を共有できると考えます。

また、中央会の各種助成事業を活用することもメリットです。

組合を立ち上げようとしている方へのメッセージ

少しずつ勉強しながらも、まずはとにかくやってみること。問題に直面した際には、ひとりで抱え込まずに周りの方々に助けを求めながら、明るく楽しく運営していきましょう！

羽越のデザイン企業組合

設立年月 平成31年1月 / 設立時の組合員数 4名

“シナの花”を原料としたコスメの販売と デザイン事業を通して地域活性化！



設立背景と事業概要

鶴岡市関川では、しな織で有名な原料「シナノキ」が自生・管理されており、この資源を有効活用した商品の企画・開発ができないかと考えた男女4名が集まり企業組合を設立。

現在は「シナの花」を原料とした、オーガニックコスメをはじめ、ローカル企業や地域活性化イベントを対象にしたWebサイト制作事業やSPツール（チラシ、ポスターなど）制作事業を行っている。

企業組合にした理由・メリット

山形県知事の認可を受けていることから、取引先とのやり取りにおける信頼性も得ることができました。また、株式会社の株主とは異なり組合員の平等性が確保されているため、事業を進める際にお互いの意見をしっかりと出し合い、吟味して進めることができます。

組合を立ち上げようとしている方へのメッセージ

近年、起業家が増えてきていると思います。企業組合はそういった方々にぴったりの企業形態です。設立にあたっては中央会より丁寧なアドバイスを受けることができるので、専門的な知識を十分に補うことができます。また、設立したあとも会計や組合運営に関するアドバイスも継続的にいただけます。